

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という）第 4 条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる幕別町が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水、津波又はその他の水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第 4 条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置かない幕別町にあっては消防団長をいう（法第 2 条第 5 項）。

(6) 水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）。道の水防計画で定める量水標管理者は、道の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

(8) 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2

第2項及び第3項)。

(9) 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水又は津波により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通大臣又は知事が、洪水又は津波によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。

(10) 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第13条)。

(11) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(12) 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(13) 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であつて、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(14) 避難判断水位

町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、町民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

(15) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安となる水位をいう。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(16) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(17) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう(法第14条)。



第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に係りのある機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 水防の責任

町は、幕別町区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 幕別町の責務

町は、水防管理団体でありかつ知事が指定する指定水防管理団体である。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条）
- ② 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④ 水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- ⑦ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑧ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑨ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑩ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑪ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑫ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑬ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑭ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑮ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）

- ⑯ 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑰ 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑱ 水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑲ 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ⑳ 水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ㉑ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ㉒ 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ㉓ 消防事務との調整（法第 50 条）

※法第 15 条の 2（地下街等）、第 34 条（水防協議会）については、本町において該当しない。

(2) 幕別町防災会議の責務

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第 15 条）

(3) 北海道（十勝総合振興局及び帯広建設管理部）の責務

道内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ② 水防計画の作成及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ④ 水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- ⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ⑧ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項）
- ⑨ 洪水予報又は水位到達情報の通知の町長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑩ 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- ⑪ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- ⑫ 水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑬ 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑭ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑮ 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- ⑯ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑰ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条）
- ⑱ 北海道大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）

(4) 国土交通省の責務

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）

- ③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - ④ 洪水予報又は水位到達情報の通知の町長への通知（法第13条の4）
 - ⑤ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
 - ⑥ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
 - ⑦ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
 - ⑧ 重要河川における知事に対する指示（法第31条）
 - ⑨ 特定緊急水防活動（法第32条）
 - ⑩ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ⑪ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
 - ⑫ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (5) 河川管理者の責務
- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
 - ② 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）
- (6) 気象庁（札幌管区气象台、釧路地方气象台、帯広測候所）の責務
- ① 気象、津波及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- (7) 居住者等の義務
- ① 水防への従事（法第24条）
水防管理者（町長）は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
 - ② 水防通信への協力（法第27条）
何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。
- (8) 水防協力団体の義務
- ① 決壊の通報（法第25条）
 - ② 決壊後の処置（法第26条）
 - ③ 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ④ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

3 水防計画の作成及び変更

町長は、毎年、道の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、幕別町防災会議に諮るとともに、北海道知事に届け出るものとする。

また、町長は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。ゆえに、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

5 安全配慮

洪水、内水又は津波のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

また、町長は、水防団自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

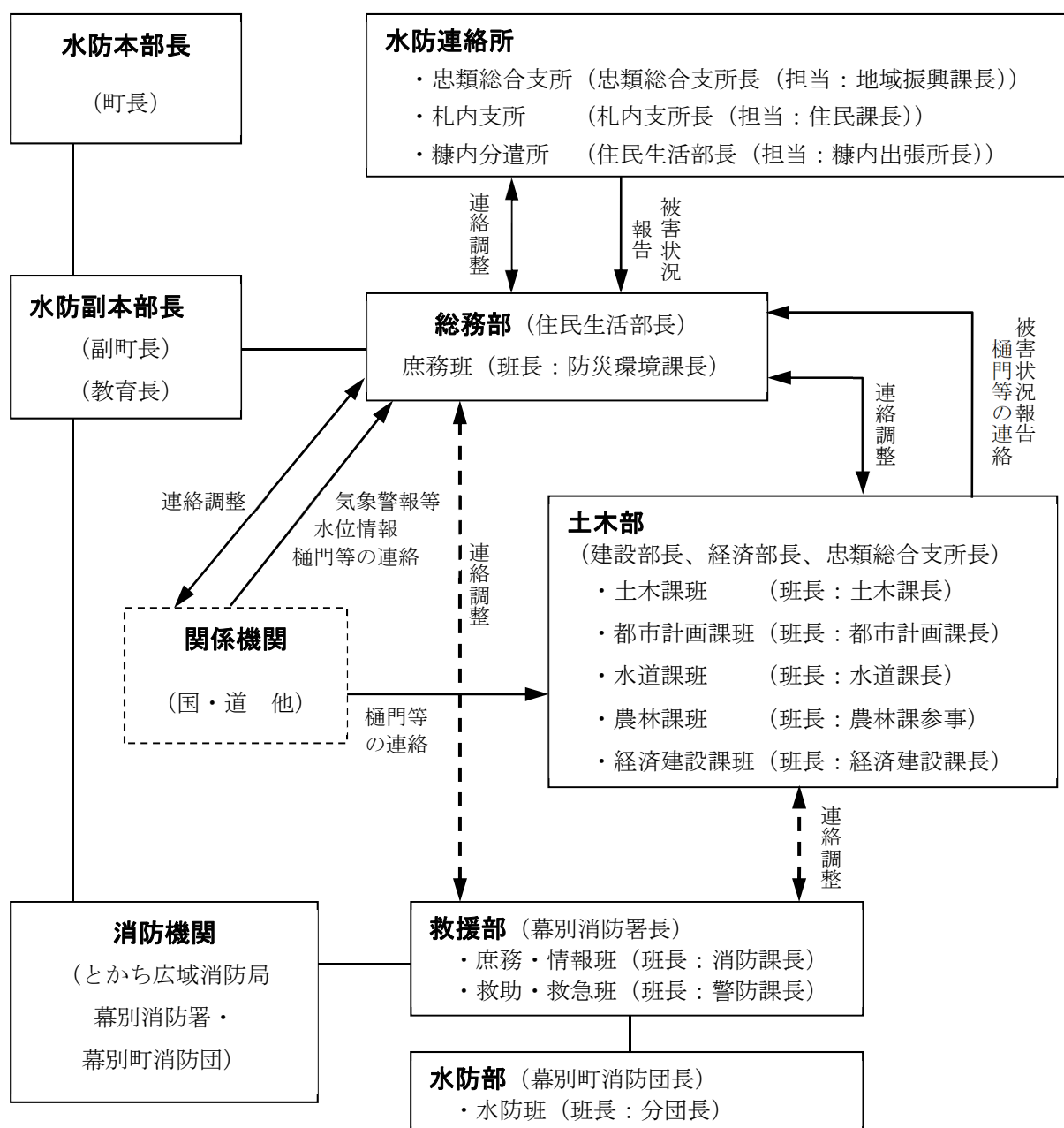
第1節 町の組織

1 組 織

水防管理者は、町内で水害による局地的な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、水防警報の通知を受け必要があると認めたとき、又は津波被害のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまで、町は幕別町役場に水防本部を設置し、次の組織により事務を処理するものとし、水防事務は庶務班（防災環境課）で行うものとする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

《水防本部の組織》



2 水防本部の事務分掌

<総務部>

班 別	所 掌 事 務
庶 務 班 (防災環境課)	1 水防事務の総括に関する事 2 水防本部の配備体制及び各部の連絡調整に関する事 3 水害の記録の取りまとめ及び報告に関する事 4 防災機関・住民組織との連絡調整及び要請に関する事 5 災害状況の公表に関する事 6 報道機関との連絡に関する事 7 気象等特別警報・警報及び情報等の収集、伝達に関する事 8 雨量・水位及びダム放流通知等の受理、伝達に関する事 9 その他各部に属さない防災庶務に関する事

<土木部>

班 別	所 掌 事 務
土 木 課 班	1 道路、橋梁、河川等の監視、警戒に関する事
都 市 計 画 課 班	2 水防施設及び危険区域等の巡視、警戒に関する事
	3 通行不能箇所等の調査及び交通規制の処置に関する事
水 道 課 班	4 浸水防止対策に関する事
	5 障害物の除去に関する事
	6 応急対策資材の確保に関する事
農 林 課 班	7 水害地の応急措置に関する事
	8 上下水道施設の保全及び応急措置に関する事
経 済 建 設 課 班	9 被害状況・危険箇所等の調査に関する事
	10 水防資器材の確保及び輸送に関する事
	11 水防協力機関及び団体との連絡調整に関する事
	12 水防班の支援に関する事
	13 水防連絡所の水防作業の協力に関する事
	14 土地改良施設（農業ダム、排水機場）の巡視・警戒に関する事

<水防連絡所>

班 別	所 掌 事 務
忠 類 総 合 支 所	1 水防指令の伝達
札 内 支 所	2 水害被害の調査・報告
	3 情報連絡
糠 内 分 遣 所	4 応援要請
	5 住民への情報伝達
	6 その他水防活動に関する事

<救 援 部>

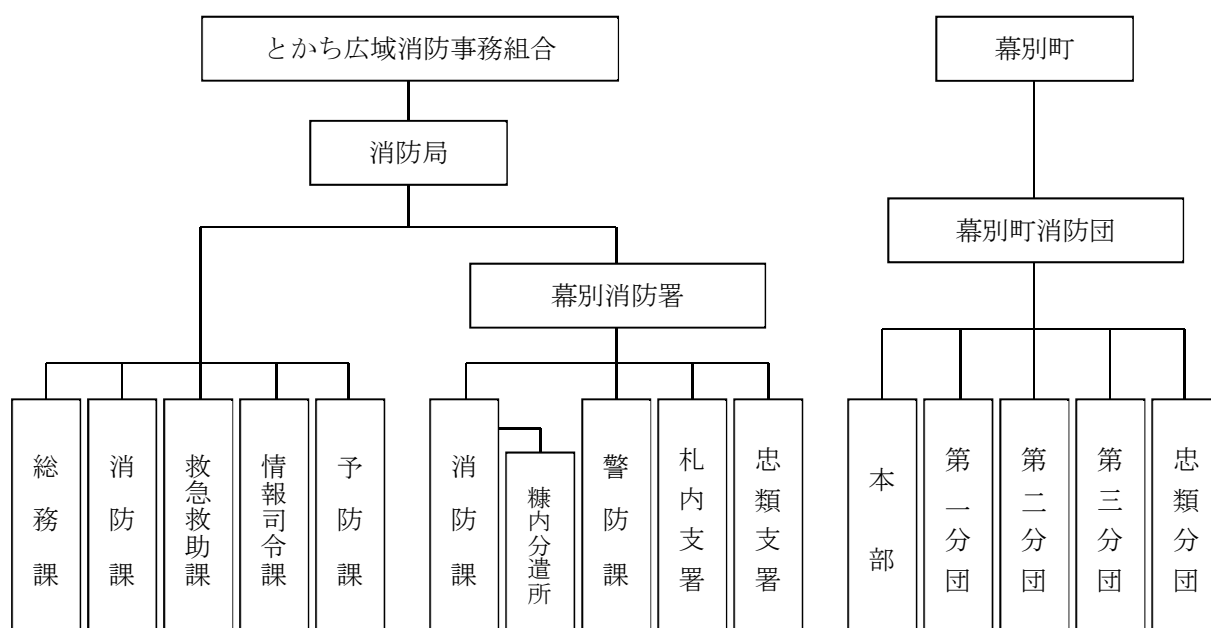
班 別	所 掌 事 務
庶 務 ・ 情 報 班 (消 防 課)	1 災害状況の公表に関すること 2 防災機関との連絡調整及び要請に関すること 3 報道機関との連絡に関すること 4 水防に関する諸報告に関すること 5 水防活動用の警報の受理及び伝達に関すること 6 住民に対する災害情報等の広報に関すること 7 水防団との連絡調整に関すること
救 助 ・ 救 急 班 (警 防 課)	1 救出・救助に関すること 2 救急に関すること 3 水防資材の調達・保有に関すること 4 水防訓練に関すること

<水 防 部>

班 別	所 掌 事 務
水 防 班 (幕別町消防団)	1 水防作業及び水防工法に関すること 2 水防用車両、機械及び器具の確保に関すること 3 水防隊に関すること 4 障害物の除去に関すること 5 重要水防区域、水防危険区域の巡視、警戒 6 水害時の水防作業に関すること

3 消防機関の組織

消防機関の組織及び消防職団員の配置は、次のとおりである。



4 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域及び配置人員は、次に定めるとおりとする。ただし、分担区域外にあっても、消防機関の長が必要と認め指示したときは直ちに出勤し、現地水防活動にあたるものとする。

水防地区名	担当河川名	担当水防団名	地区担当指揮者	人 員	連 絡 先
幕 別 市 街 地	猿 別 川	第 1 分団	第 1 分団長	3 4	0155-54-2434
明野・新川・相川	十 勝 川	〃	〃	3 4	0155-54-2434
猿 別	猿 別 川	〃	〃	3 4	0155-54-2434
千 住	十 勝 川	第 2 分団	第 2 分団長	4 3	0155-56-2419
札 内 市 街 地	札内川・途別川	〃	〃	4 3	0155-56-2419
途 別 ・ 依 田	途 別 川	〃	〃	4 3	0155-56-2419
糠 内	糠内川・猿別川	第 3 分団	第 3 分団長	3 5	0155-57-2320
忠 類	当 縁 川	忠類分団	忠類分団長	3 8	01558-8-2250

第2節 大規模氾濫減災協議会

1 十勝川外減災対策協議会

- (1) 十勝川外減災対策協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、十勝川等における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、帯広開発建設部、釧路地方気象台、十勝総合振興局、十勝管内市町村が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として設置する。
- (2) 十勝川外減災対策協議会は、次に掲げる事業を実施する。
 - ア 洪水の浸水想定等の水害リスク情報及び水防に係る情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - イ 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
 - ウ 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
 - エ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

水防管理者等は、重要水防箇所（第1章第2節（用語の定義）（17）参照）を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

本町の区域内における国土交通省管理河川及び道管理河川の重要水防箇所は、「別表1 重要水防箇所」のとおりである。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象台(測候所)が発表又は伝達する注意報及び警報

札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水又は津波のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

(1) 水防活動用警報等の種類

区 分	種 類	発 表 機 関	適 要
気 象 等 予 報 警 報 （水防法第10条第1項 気 象 業 務 法 第14条の2第1項）	水防活動用気象注意報・警報	帯広測候所	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。
	水防活動用洪水注意報・警報		
	水防活動用津波注意報、津波警報	気象庁	
洪 水 予 報 （水防法第10条第2項 水防法第11条第1項 気 象 業 務 法 第14条の2第2項 第14条の2第3項）	○○川洪水注意報 ○○川洪水警報	帯広開発建設部 十勝総合振興局 釧路地方気象台 （共同）	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水 防 警 報 （法第16条）	待機・準備・出動・指示・解除	帯広開発建設部 十勝総合振興局	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

(2) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報等の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。

気象注意報		
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	大津波警報 (津波特別警報)	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。(なお、「大津波警報」の名称で発表する)

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

【大雨注意報の基準】

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
十勝地方	十勝中部	幕別町	6	89

【大雨警報の基準】

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
十勝地方	十勝中部	幕別町	13	132

【大雨特別警報の基準】

現象の種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

【洪水注意報の基準】

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	流域雨量指数基準	指定河川洪水予報による 基準[基準観測点]
十勝地方	十勝中部	幕別町	猿別川流域＝20.1 途別川流域＝16 旧途別川流域＝6.1 糠内川流域＝11.8 当縁川流域＝15.1	十勝川[帯広] 札内川[第二大川橋]

			茂発谷川流域＝8.5	
--	--	--	------------	--

※「指定河川洪水予報による基準」の基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表することを意味する。

【洪水警報の基準】

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	流域雨量指数基準	指定河川洪水予報による基準[基準観測点]
十勝地方	十勝中部	幕別町	猿別川流域＝25.2 途別川流域＝20 旧途別川流域＝7.7 糠内川流域＝14.8 当縁川流域＝18.9 茂発谷川流域＝10.7	十勝川[帯広] 札内川[第二大川橋]

※「指定河川洪水予報による基準」の基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表することを意味する。

【津波警報・注意報等の種類】

気象庁が、津波による災害の発生を予想した場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報等を発表する。

- ・大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
- ・津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
- ・津波注意報：津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
- ・津波予報：津波による災害のおそれがないと予想したとき

地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

【大津波警報・津波警報・津波注意報の基準】

津波予報区	種類	発表基準	発表される津波の高さ	
			数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表
北海道太平洋 沿岸中部	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
			10m (5m<予想高さ≤10m)	
			5m (3m<予想高さ≤5m)	
	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
	津波注意報	予想される津波の最大波	1m	(表記しない)

		の高さが高いところで 0.2m以上、1 m以下の場 合であって、津波による 災害のおそれがある場 合。	(0.2m≦予想高さ≦1m)	
--	--	---	----------------	--

【津波情報】

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(津波情報の種類)

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(注) 津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1 m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20 cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3 m以下、津波警報を発表している沿岸で1 m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。

【津波予報】

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	20 cm未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも20 cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の天津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

2 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報。

地方気象情報として発表される。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(5) 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）」発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、北海道（各振興局建設管理部及び各総合振興局建設管理部）と気象庁（札幌管区気象台及び各地方気象台）から共同で発表される情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は土砂災害警戒情報の発表対象外）。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

大雨警報・洪水警報の危険度分布等の種類は、次のとおりである。

(1) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(2) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

(3) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

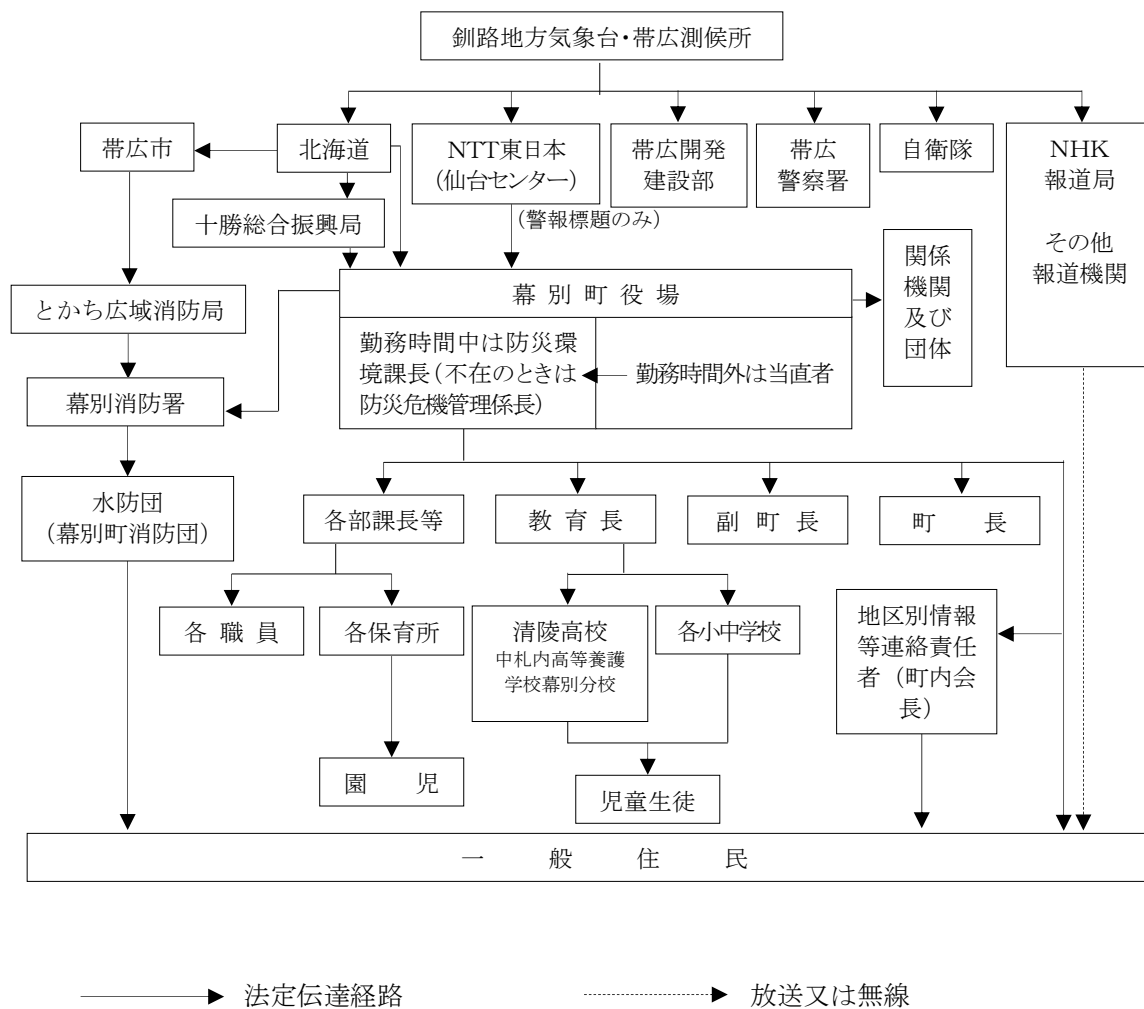
(4) 流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列を示す情報。6時間先までの雨量の分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

4 警報等の伝達経路及び手段

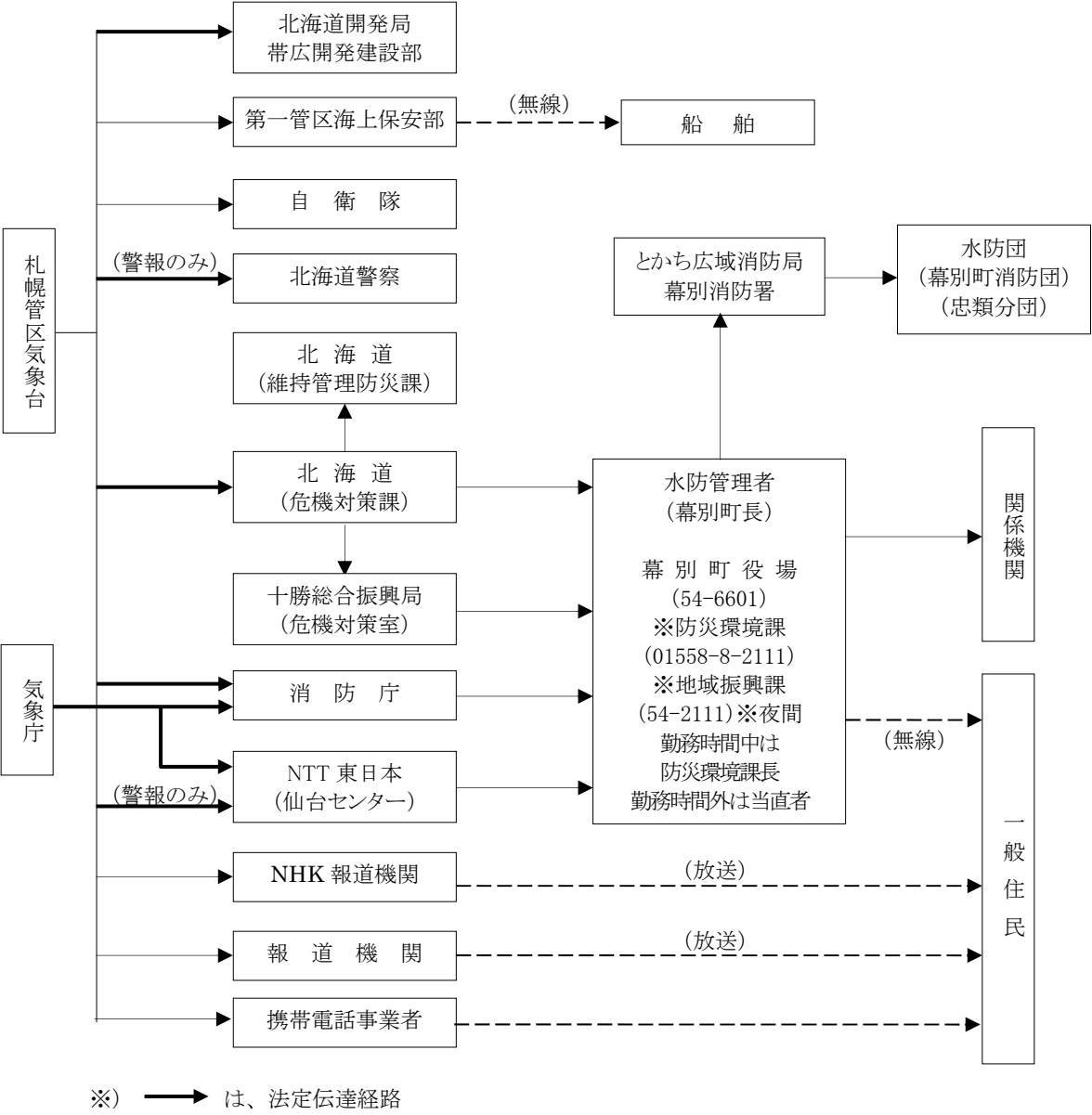
(1) 洪水等の場合

図4-1-1 気象警報等伝達系統図(洪水の場合)



(2) 津波の場合

図4-1-2 気象警報等伝達系統図(津波の場合)



第2節 洪水予報河川における洪水予報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

水位の危険 度レベル	洪水予報の 種類	水位の名称	発表する情報 (予報文の標題)	発表基準	町・住民に求める 行動等
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき	水防団待機
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	水防団出動 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれた場合	市町村は高齢者等避難の発令を判断 住民は高齢者等避難の発令に留意し、高齢者以外の住民も避難の準備をしたり自ら避難を判断
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、あるいは急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	市町村は避難指示の発令を判断 住民は避難指示の発令に留意し、避難指示が発令されていなくても自ら避難を判断
レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	〇〇川氾濫発生情報	氾濫の発生	災害がすでに発生している状況。直ちに身の安全を確保

2 国が行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川名、区域

指定河川		洪水予報区域	
水系	河川名		
十勝川	十勝川	左岸	上川郡清水町字熊牛 38 番の 5 地先から海まで
		右岸	上川郡新得町字屈足東 2 線 25 番地先から海まで
	札内川	左岸	ヌウナイ沢の合流点から十勝川への合流点まで
		右岸	左岸に同じ

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

管理者	河川名	観測所名（地先名）	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
開発局	十勝川	帯広（帯広市大通北 2 丁目 2-2 地先）	34.20m	35.20m	36.8m	37.4m	39.40m
	札内川	第 2 大川橋（帯広市大正町本町）	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	106.30m

(3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
十勝川	帯広開発建設部 釧路地方气象台
札内川	帯広開発建設部 釧路地方气象台

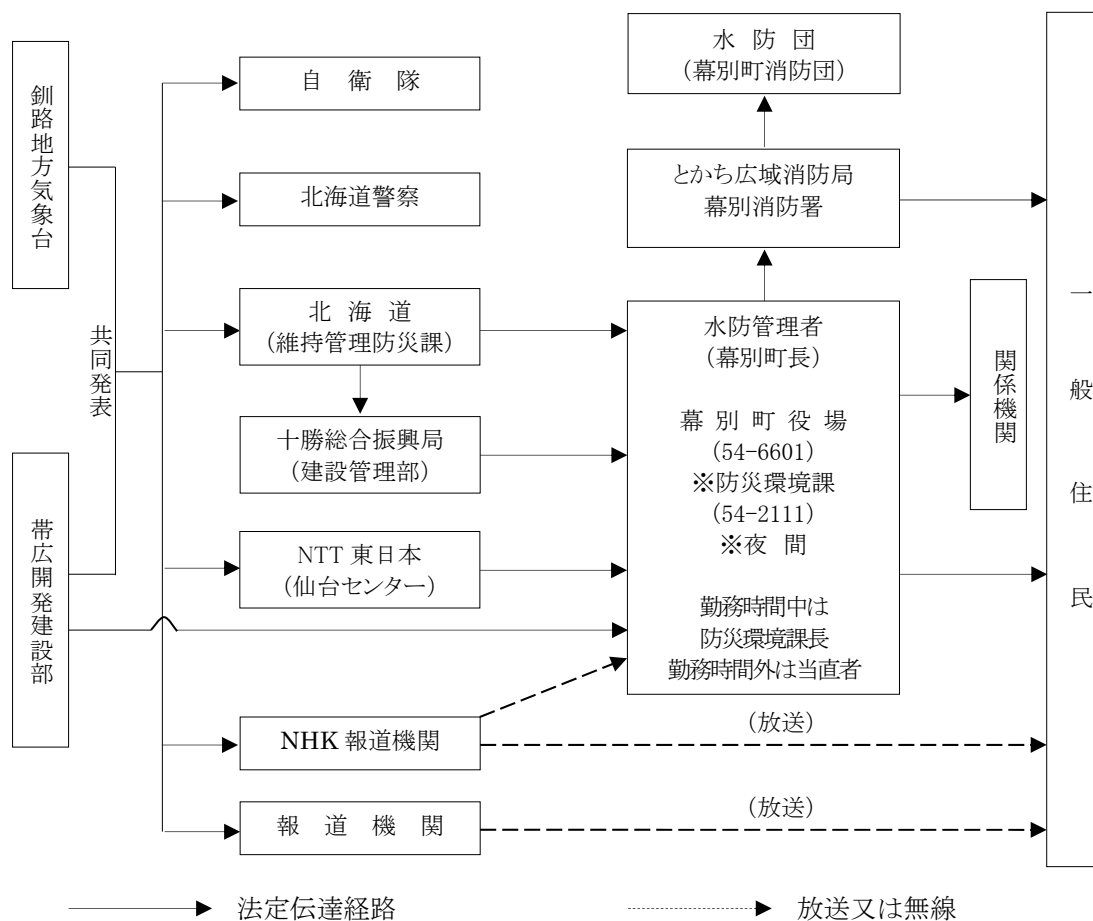
(4) 浸水想定区域

予報区域名	浸水想定区域
十勝川	北海道帯広市、上川郡清水町、上川郡新得町、河西郡芽室町、 河東郡音更町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、 十勝郡浦幌町
札内川	北海道帯広市、中川郡幕別町、河西郡中札内村

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、次のとおり。

図4-2-1 指定河川洪水予報の伝達系統図(十勝川・札内川)



第3節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

水位の危険 度レベル	洪水予報の 種類	水位の名称	発表する情報 (予報文の標題)	発表基準	町・住民に求める 行動等
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき	水防団待機
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	水防団出動 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれた場合	市町村は高齢者等避難の発令を判断 住民は高齢者等避難の発令に留意し、高齢者以外の住民も避難の準備をしたり自ら避難を判断
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、あるいは急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	市町村は避難指示の発令を判断 住民は避難指示の発令に留意し、避難指示が発令されていなくても自ら避難を判断
レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	〇〇川氾濫発生情報	氾濫の発生	災害がすでに発生している状況。直ちに身の安全を確保

2 国土交通省が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区間

指定河川		水位周知区間	
水系	河川名		
十勝川	猿別川	左岸	中川郡幕別町字猿別 129 番地先の JR 根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで
		右岸	左岸に同じ
	途別川	左岸	中川郡幕別町字千住 409 番地先の JR 根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで
		右岸	左岸に同じ

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

管理者	河川名	水位周知観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
開発局	猿別川	止若（本町 109 番地 1 地先）	15.60m	16.10m	18.60m	19.60m	20.54m
	途別川	千住 12 号橋（字千住 452 番地先）	23.80m	24.60m	25.70m	26.70m	27.22m

(3) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
猿別川	帯広開発建設部
途別川	帯広開発建設部

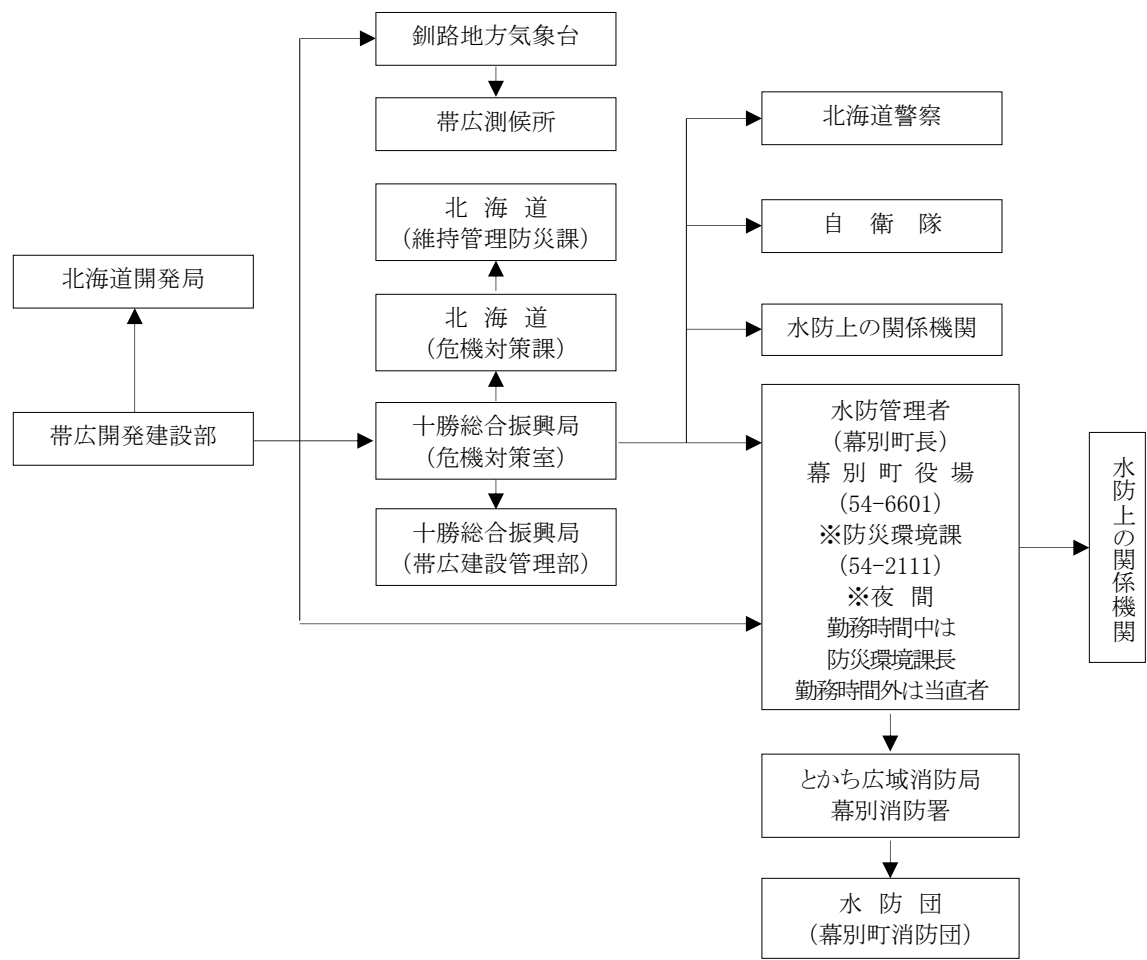
(4) 浸水想定区域

河川名	浸水想定区域
猿別川	中川郡幕別町、中川郡豊頃町
途別川	中川郡幕別町

(5) 水位到達情報の伝達経路及び手段

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおり。

図4-3-1 水位観測通報系統図



3 道が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区間

指定河川		水位周知区間	
水系	河川名		
十勝川	途別川	左岸	中川郡幕別町字古舞 6 番地 2 地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住 720 番地 2 地先の JR 根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで
		右岸	中川郡幕別町字古舞 15 番地 2 地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住 719 番地 1 地先の JR 根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

管理者	河川名	水位周知観測所	水防団 待機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	計画高 水位
北海道	途別川	途別川（字途別 130 番地先の河川敷）	46.25m	46.87m	47.30m	47.91m	48.48m

(3) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
途別川	十勝総合振興局帯広建設管理部

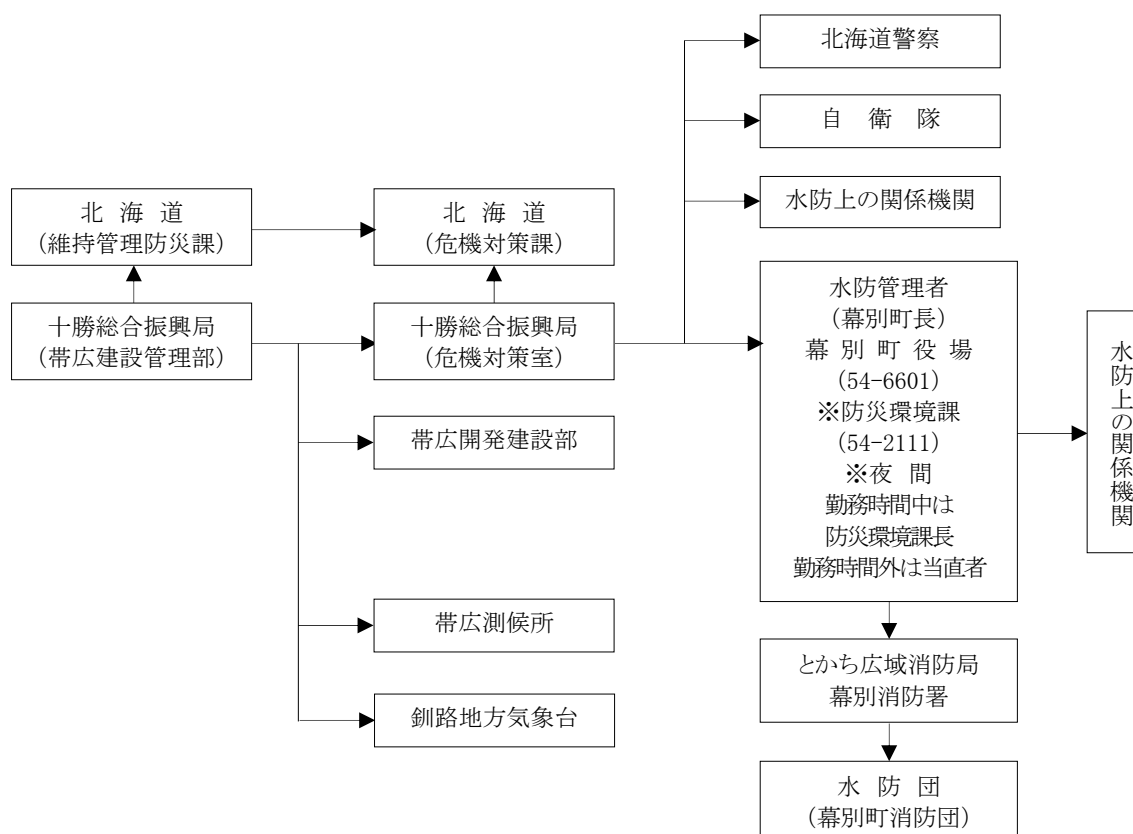
(4) 浸水想定区域

河川名	浸水想定区域
途別川	中川郡幕別町

(5) 水位到達情報の伝達経路及び手段

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおり。

図4-3-2 水位観測通報系統図



第4節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水又は津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとし、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しない。

2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

河川における水防警報（対象：十勝川・札内川・途別川・猿別川）

種 類	内 容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水（水があふれる）、漏水、法崩れ（堤防斜面の崩れ）、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所による一連の	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作

	水防警報を解除する旨を通告するもの。	業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
--	--------------------	-------------------------

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

3 国土交通大臣が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

指定河川		水防警報区域	
水系	河川名		
十勝川	十勝川	左岸	上川郡清水町字熊牛 38 番の 5 地先から海まで
		右岸	上川郡新得町字屈足東 2 線 25 番地先から海まで
	札内川	左岸	ヌウナイ沢の合流点から十勝川への合流点まで
		右岸	左岸に同じ
	猿別川	左岸	中川郡幕別町字猿別 129 番地先の JR 根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで
		右岸	左岸に同じ
	途別川	左岸	中川郡幕別町字千住 409 番地先の JR 根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで
		右岸	左岸に同じ

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

管理者	河川名	観測所名（地先名）	水防団 待機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	計画高 水位
開発局	十勝川	帯広（帯広市大通北 2 丁目 2-2 地先）	34.20m	35.20m	36.80m	37.40m	39.40m
	札内川	第 2 大川橋（帯広市大正町本町）	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	106.30m
	猿別川	止若（本町 109 番地先）	15.60m	16.10m	18.60m	19.60m	20.54m
	途別川	千住 12 号橋（字千住 452 番地先）	23.80m	24.60m	25.70m	26.70m	27.22m

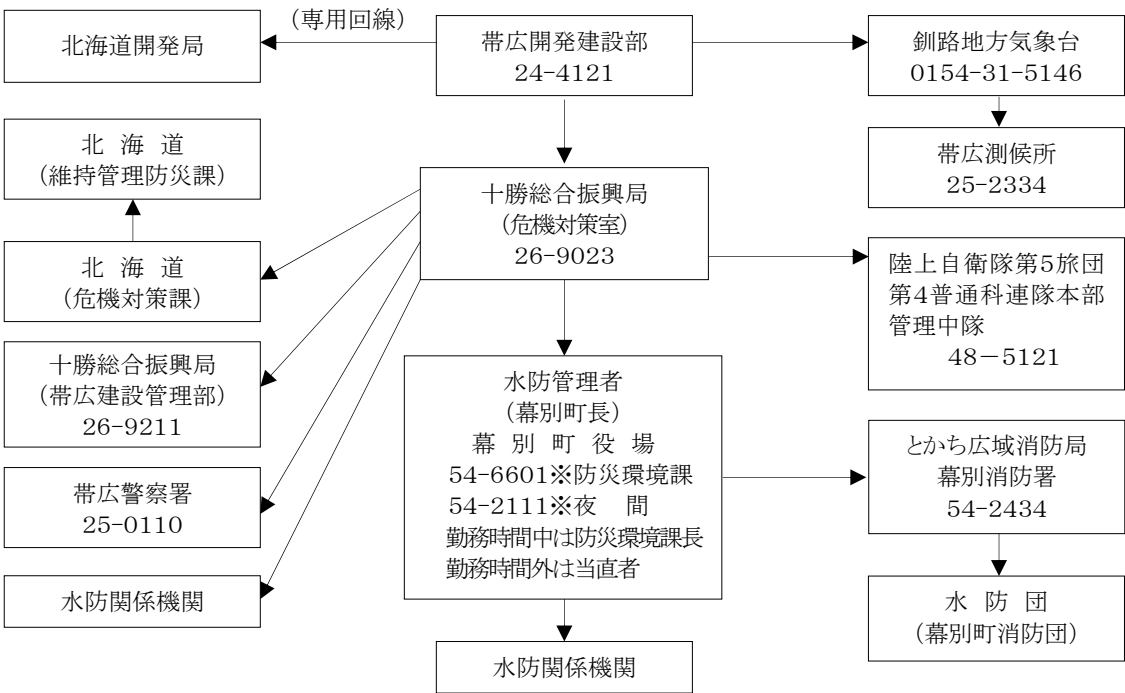
(3) 水防警報の担当官署

予報区域名	担当官署
十勝川	帯広開発建設部
札内川	帯広開発建設部
猿別川	帯広開発建設部
途別川	帯広開発建設部

(4) 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、次のとおり。

図4-4-1 国土交通大臣が行う水防警報伝達系統図



4 道が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区間

指定河川		水位周知区間	
水系	河川名		
十勝川	途別川	左岸	中川郡幕別町字古舞 6 番地 2 地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住 720 番地 2 地先の JR 根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで
		右岸	中川郡幕別町字古舞 15 番地 2 地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住 719 番地 1 地先の JR 根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

管理者	河川名	水位周知観測所	水防団 待機水位	—	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	計画高 水位
			—	水防警報 (待機)	水防警報 (準備)	水防警報 (出動)	水防警報 (指示)	—
北海道	途別川	途別川(字途別 130 番地先の河川敷)	46. 25m	46. 56m	46. 87m	47. 30m	47. 91m	48. 48m

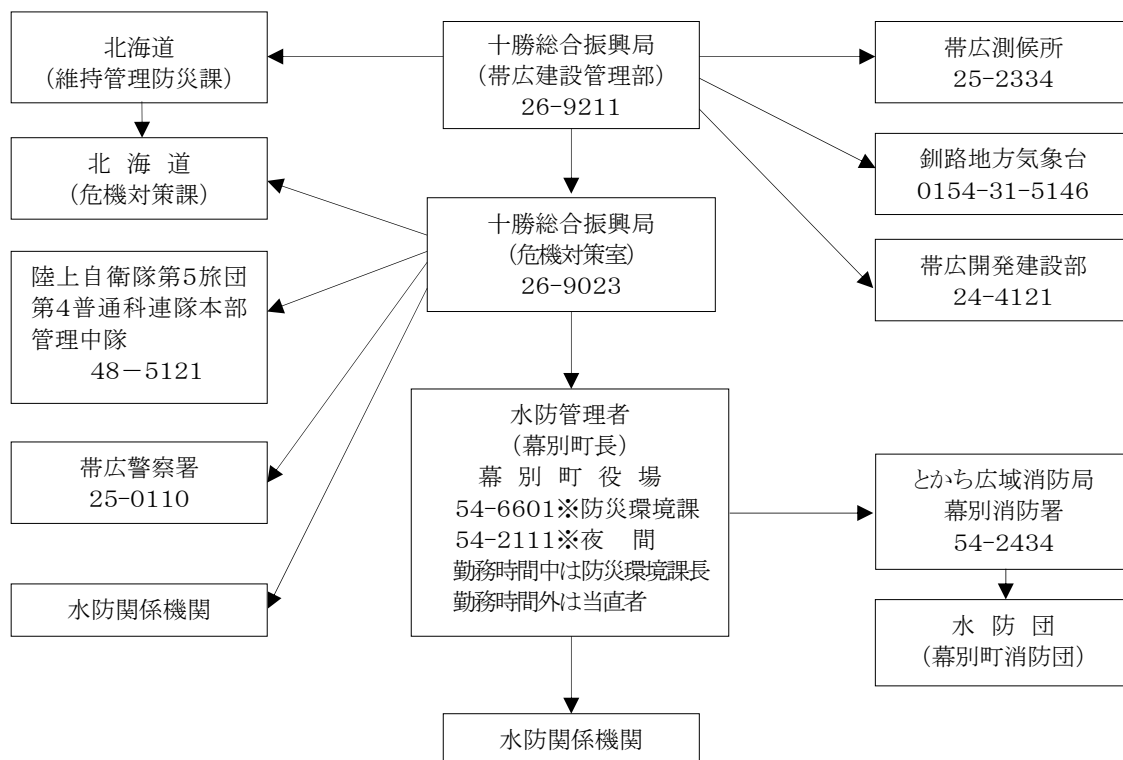
(3) 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
途別川	十勝総合振興局帯広建設管理部

(4) 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、次のとおり。

図4-4-2 道が行う水防警報伝達系統図



第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所

町内の水位観測所は、北海道開発局管理の水位観測所が4箇所、道管理の水位観測所が2箇所あり、町に関係する水位観測所は、北海道開発局管理の水位観測所が隣接市町に4箇所、道管理の水位観測所が1箇所ある。

詳細は、次のとおりである。

観測所名	河川名	位 置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (特別警戒 水位)	計画高 水 位	所 管
千代田	十勝川	字明野130-1地先 (千代田大橋)	13.10m	14.30m	—	—	17.76m	開発局
十勝中央 大橋	十勝川	字千住 (十勝中央大橋)					27.65m	開発局
千住12号橋	途別川	字千住452地先 (千住12号橋)	23.80m	24.60m	25.70m	26.70m	27.22m	開発局
途別川	途別川	字途別130地先 (六間橋)	46.25m	46.87	47.30m	47.91m	48.48m	北海道
止 若	猿別川	本町109-1地先 (止若橋)	15.60m	16.10m	18.60m	19.60m	20.54m	開発局
猿別川	猿別川	字糠内245-3地先 (巖 橋)	64.06m	65.05m	—	66.02m	—	北海道 (通報)
札 内	札内川	帯広市東13条南8丁 目地先(札内橋)	34.50m	35.10m	—	—	37.15m	開発局
南帯橋	札内川	帯広市愛国町 7号地先(南帯橋)	76.60m	77.40m	—	—	79.31m	開発局
第二大川橋	札内川	帯広市大正町 本町(大川橋)	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	106.30m	基準観測所 開発局
帯 広	十勝川	帯広市大通北2丁目 2-2地先(十勝大橋)	34.20m	35.20m	36.80m	37.40m	39.40m	基準観測所 開発局
当縁川	当縁川	大樹町美成 330-2先	7.01m	7.70m	—	8.47m	8.47m	北海道 (通報)

2 潮位観測所

本町に関係する潮位観測所は、北海道開発局管理の潮位観測所が十勝に1箇所ある。

港 名	管理者名	位 置	種 別	備 考
十勝港	開発局	広尾郡広尾町会所前4丁目44番地先	潮 位	TP+2.628m

3 水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関（町）に通報するものとする。

なお、道の水位の通報は、北海道が所管している観測所のうち、本節1水位観測所の所管欄に「(通報)」と記載されている観測所(以下「通報対象の観測所」とする)について適用されるものとする。

図5-1-1 水位等通報系統図(国・道)

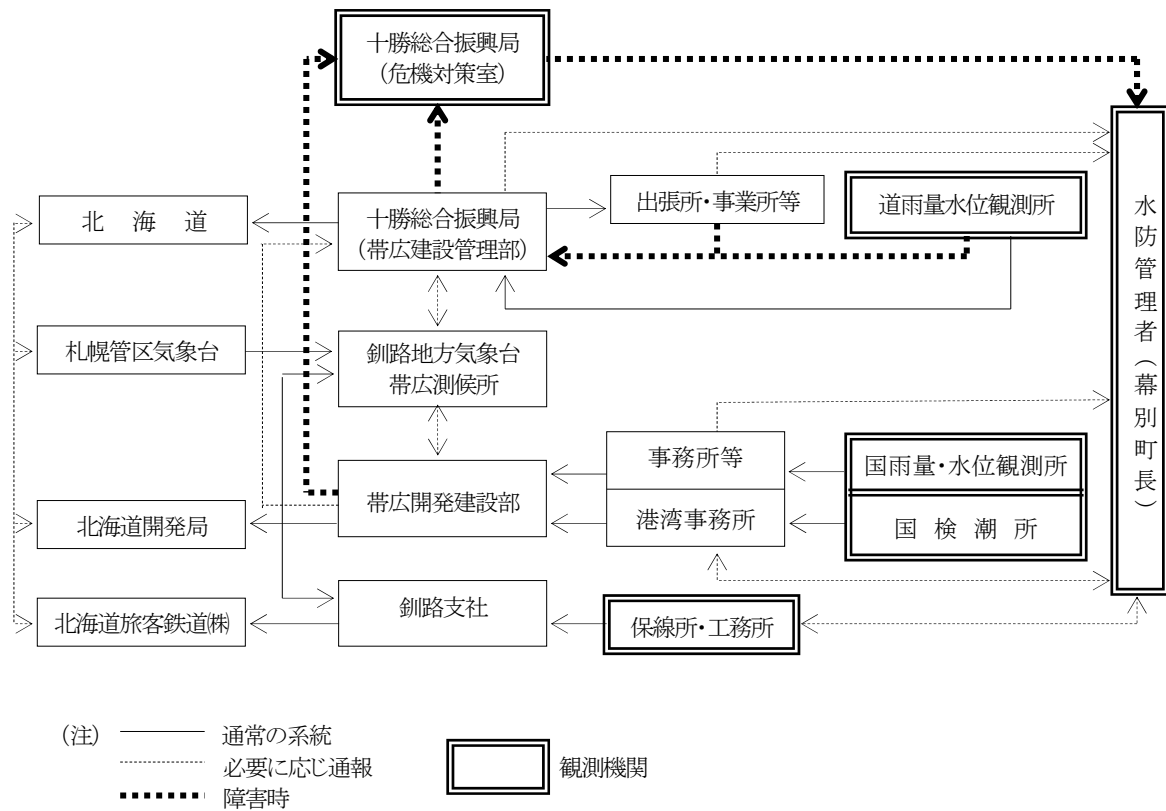
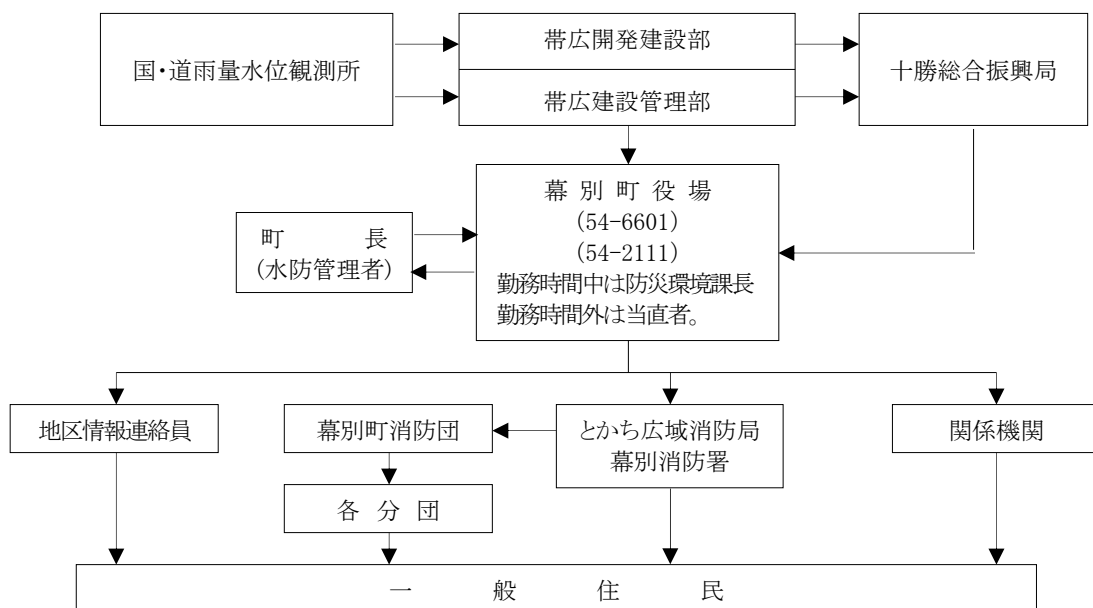


図5-1-2 水位等通報系統図(必要に応じ避難指示等と合わせて住民周知する場合)



4 水位の公表

道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短 10 分ごとに速報値として更新されている。

水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

第2節 雨量の観測及び通報

1 雨量観測所

町内の雨量観測所は、北海道開発局管理の雨量観測所が 1 箇所、気象庁管理の雨量観測所が 1 箇所ある。

詳細は、次のとおりである。

観測所名	水系名	河川名	位 置	所 管
中里	十勝川	猿別川	字中里153	開発局
糠内	その他	その他	字糠内245番3	気象庁

2 雨量の通報

気象庁及び北海道開発局は、所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

3 通報系統

前節「3 水位の通報 図5-1-1 水位等通報系統図」に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

第6章 気象予報等の情報収集

水防管理者又は水防に係りのある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

また、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

なお、気象、雨量、水位等の情報については、報道機関や町ホームページなどを通じて随時町民へ提供するものとする。

1 市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値等

2 一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報（防災対策支援システム）	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
帯広測候所ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/obihiro/	十勝の気象速報、十勝の気候、十勝の防災等
釧路地方気象台ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/kushiro/	釧路地方気象台発表の防災情報 道東の気象速報、地震情報等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値等

第7章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム・水門等

河川区間のダム・水門(洪水)

水防上重要な水門等は、「別表2-1及び2-2 水門等の設置場所及び構造」のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

第2節 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

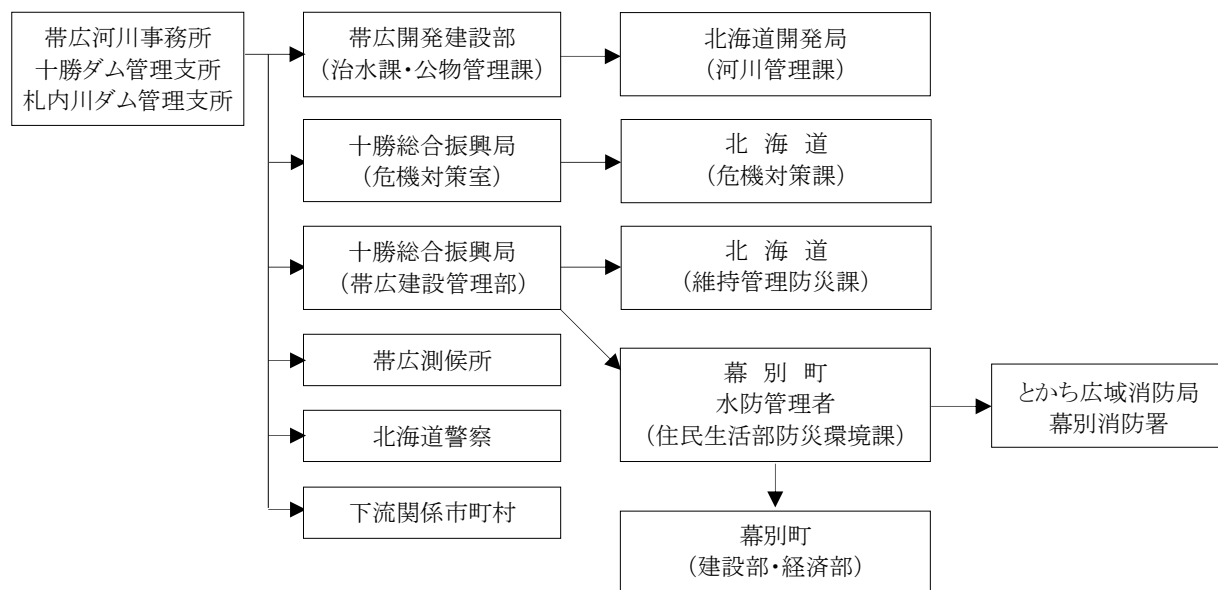
河川管理者は、河川法第52条の規定により、洪水による災害の発生の防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。

- ア 予備放流の指示
- イ 貯留制限の指示
- ウ 洪水調節の指示
- エ 解除の指示

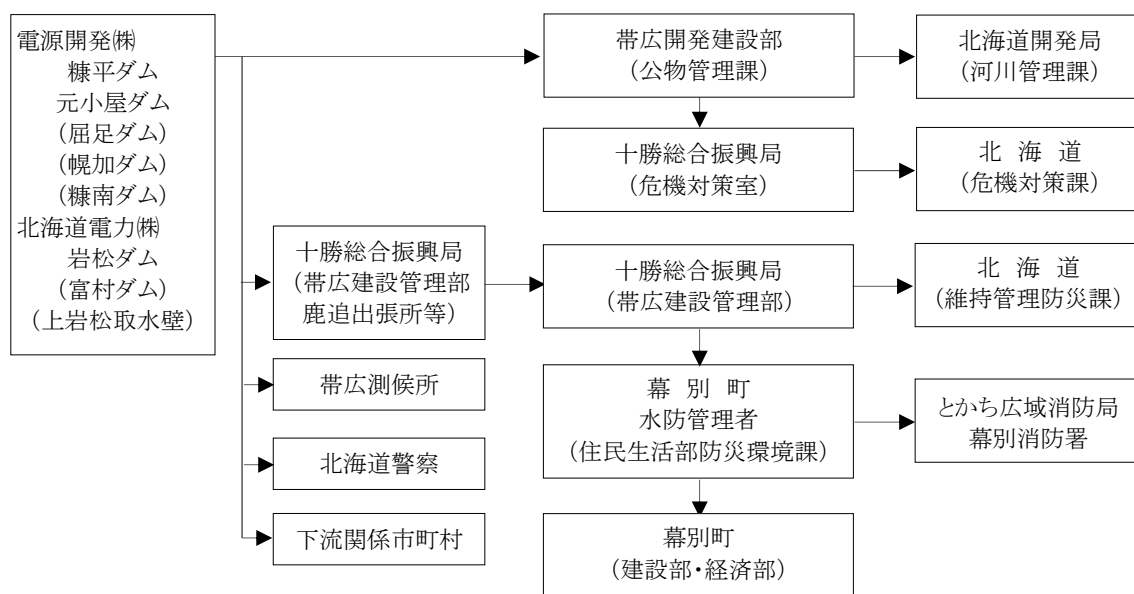
第3節 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

(1) 直轄ダム



(2) 利水ダム（国許可）



※（ ） かつこ書きのダム等は、幕別町に放流・越流等の通報はない。

第8章 通信連絡

第1節 水防通信網の確保

1 水防通信網の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

(2) 水防管理団体の通信施設

町は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

(3) 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係機関相互に通知しておくものとする。

2 災害時優先電話等の取扱い

(1) 非常通話の取扱い

異常事態により即時通話ができないときでも非常の場合には東日本電信電話（株）の公衆電話施設を「非常通話用の優先電話」として優先的に使用することができる。（優先電話）

東日本電信電話（株）の非常通話は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報及び警報若しくは、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話である。水防機関相互間において使用するものに限定されている。

非常通話の申込みは、やむを得ない理由がある場合を除き、NTTへ登録した番号の加入電話により申し込むものとする。この場合、必ず「非常」の旨及びその必要な理由を申し出るものとする。

(2) 災害時優先電話による連絡

災害時優先電話は、一般電線の輻輳に伴う発信規制がされても、規制を受けず優先的に発信が確保される回線であり、災害時の情報連絡に使用する。

【役場庁舎等災害時優先電話】

施設名	設置部署名	電話番号	備 考
幕別町役場	防災環境課（内線135）	0155-54-2112	
札内支所		0155-56-2112	
糠内出張所		0155-57-2140	
教育委員会		0155-54-2007	
忠類総合支所	地域振興課（内線23） 経済建設課（内線35）	01558-8-2114	※左記の各端末から、8-2114回線を使用して外線は掛けられるが、ただし、1台使用中は不可。
〃	生涯学習課（内線59）	01558-8-2202	
ふれあいセンター福寿		01558-8-2910	

※災害時優先電話の登録は上記以外も含めて全39回線登録（R 5.11現在）

(3) 無線通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用不能の場合には無線通信施設を使用する。

無線通信種別	所轄機関名	所在地
北海道総合行政情報ネットワーク ¹	幕別町(防災環境課)	中川郡幕別町本町130番地1
市町村防災行政無線	幕別町(防災環境課)	中川郡幕別町本町130番地1
消防無線局	幕別消防署	中川郡幕別町錦町90番地

(4) 公衆通信設備以外の通信

有線電話及び無線電話等の各種通信設備の使用が不能な場合は、車両等による伝達及びトランシーバーを使用する。

3 その他の通信施設の利用

法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 北海道警察本部通信施設
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 北海道電力株式会社・北海道ネットワーク株式会社通信施設
- (5) 北海道開発局通信施設
- (6) 第一管区海上保安本部通信施設
- (7) 自衛隊通信施設

4 水防通信連絡

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。

名称	所在地	電話番号	備考
幕別町住民生活部防災環境課	幕別町本町130番地1	0155-54-6601	0155-54-2111(代)
建設部土木課	幕別町本町130番地1	0155-54-6622	0155-54-2111(代)
忠類総合支所地域振興課	幕別町忠類錦町439番地1	01558-8-2111	
札内支所	札内青葉町311番地2	0155-56-2111	
とかち広域消防事務組合とかち広域消防局	帯広市西6条南6丁目3番地1	0155-26-0119	
幕別消防署	幕別町錦町90番地	0155-54-2434	
帯広警察署	帯広市西1条北1丁目1番地	0155-25-0110	警備係(内461・462)
帯広警察署幕別駐在所	幕別町宝町53番地1	0155-54-2151	
〃 札内交番	幕別町札内中央町487番地	0155-56-2151	
〃 糠内駐在所	幕別町字五位373番地	0155-57-2151	
〃 忠類駐在所	幕別町忠類白銀町165番地	01558-8-2151	

¹ 北海道総合行政情報ネットワーク:道では、災害時の通信手段として、北海道総合行政情報ネットワーク(防災行政無線)を構築している。このネットワークは、本庁、振興局及び市町村を地上系と衛星系の2つの通信ルートで結び、電話やファクシミリをはじめ、画像伝送など多様な行政情報の通信手段として活用されている。

十勝総合振興局地域創生部危機対策室	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9023	主査
帯広建設管理部事業室事業課	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-27-8726	施設保全室
〃 大樹出張所	大樹町鏡町1番地6	01558-6-3141	
保健環境部保健行政室	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-27-8634	
帯広開発建設部	帯広市西4条南8丁目	0155-24-3194	防災対策官
〃 帯広河川事務所	幕別町札内西町73番地61	0155-25-1294	
〃 池田河川事務所	池田町字利別東町	015-572-2661	
帯広測候所	帯広市東4条南9丁目2番地1	0155-25-2334	ホットライン26-3519
陸上自衛隊第5旅団 第4普通科連隊本部管理中隊	帯広市南町南7線31番地	0155-48-5121	内3052
北海道旅客鉄道(株)釧路支社帯広駅	帯広市西2条南12丁目	0155-27-2179	帯広ブロック管理
北海道旅客鉄道(株)幕別駅	幕別町錦町141番地	0155-54-2100	
〃 札内駅	幕別町札内中央町638番地4	0155-56-2029	
北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店	帯広市西5条南7丁目2番地1	0155-24-6037	企画総務グループ
(株)NTT東日本北海道東支店	帯広市東3条南12丁目2番地 NTT帯広東ビル	0155-23-8920	総括担当
幕別町農業協同組合	幕別町本町45番地	0155-54-4111	
札内農業協同組合	幕別町札内中央町500番地	0155-56-2131	
帯広大正農業協同組合	帯広市大正本町東1条2丁目1番地	0155-64-5211	
忠類農業協同組合	幕別町忠類栄町259番地	01558-8-2311	
幕別町商工会	幕別町錦町141番地19	0155-54-2703	
幕別郵便局	幕別町本町51番地1	0155-54-2030	
幕別町社会福祉協議会	幕別町新町122-1	0155-55-3800	
幕別建設業協会	幕別町忠類白銀町158番地	01558-8-2055	三島組(株)内事務局
NHK帯広放送局	帯広市西5条南7丁目7-2-2	0155-23-3111	放送センター
FMウイング	帯広市東2条南11丁目1番地2	0155-25-5770	
FM・JAGA	帯広市東1条南8丁目2番地	0155-23-0778	

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1 水防倉庫及び水防資器材

水防管理者は、水防作業の実施に伴う水防資器材を備蓄するものとする。本町における水防資器材の備蓄場所及び備蓄状況は、「別表3 水防資器材の現況」のとおりである。

2 水防資器材の調査等

水防管理者は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

3 水防資器材の不足の対応

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は道の備蓄資器材を使用する場合には、帯広開発建設部帯広河川事務所長、池田河川事務所長又は十勝総合振興局長に電話にて承認を受けるものとする。

本町の水防倉庫及び水防資器材の備蓄は、上記の「1 水防倉庫及び水防資器材」のとおりであり、備蓄する資器材に不足が生じたときは、必要に応じて民間等から調達するものとする。

町内の民間の調達先は、「別表4 水防資器材の民間調達可能状況」のとおりである。

第2節 輸送の確保

1 輸送の確保

水防管理者は、非常の際、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、幕別町地域防災計画（本編）第5章第9節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第 10 章 水防活動

第 1 節 水防配備

1 町の警戒体制及び非常配備体制

町は、水防に関する警報・注意報等により、洪水又は津波のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、幕別町地域防災計画に定める配備基準に準じ、次による警戒体制及び非常配備体制により、水防業務を処理するものとする。但し、配備職員の安全確保に努めなくてはならない。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、直ちに幕別町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

(1) 町の警戒体制

区 分	【 第 1 次 警 戒 体 制 】
配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えたとき 2 幕別町に大雨警報（浸水害・土砂災害）、暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき 3 河川の水位や降雨等の状況から災害が発生するおそれがあり、防災環境課長及び地域振興課長が必要と認めるとき（降雨の目安：時間降雨量25mm以上又は24時間降雨量80mmに達したとき）
活動内容	1 防災環境課長及び地域振興課長は、第2次警戒体制を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。また、必要に応じて関係部課長へ状況を通知する。 2 第2次警戒体制関係課の部課長は（自宅）待機とし、状況によっては速やかに参集できる体制とする。 3 防災環境課長及び地域振興課長は、状況に応じて、全職員を（自宅）待機とすることができる。
区 分	【 第 2 次 警 戒 体 制 】
配備基準	1 幕別町に洪水注意報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき 2 災害が発生するおそれがあり、災害対応に備える必要があるとき
活動内容	1 防災環境課長及び地域振興課長は、気象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 2 防災環境課長及び地域振興課長は、関係部課と情報収集、活動状況等についての情報連絡にあたる。 3 各部課長は、防災環境課長及び地域振興課長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動等、随時、所属職員に対し必要な指示をする。 4 防災環境課長及び地域振興課長は、状況に応じて、その他の部課の職員を（自宅）待機とすることができる。

(2) 町の非常配備体制

区 分	【 第 1 種 非 常 配 備 体 制 】
配備基準	1 幕別町に洪水警報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超え、避難判断水位に達するおそれがあるとき 2 局地的に被害が発生し、初期の災害対応を行う必要があるとき 3 今後、更に被害が拡大するおそれがあるとき
活動内容	1 関係部課長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 2 関係部課長は、次の措置をとり、その状況を防災環境課長及び地域振興課長に報告するものとする。 ア 初期災害対策活動にあたる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係する協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 3 その他の部課長は、第2種非常配備体制の移行に備え（自宅）待機するとともに、所属職員に対し（自宅）待機を指示する。
区 分	【 第 2 種 非 常 配 備 体 制 】 災害対策本部設置
配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが避難判断水位を超え、氾濫するおそれがあるとき 2 数地区にわたり相当規模の被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
活動内容	1 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 2 各対策部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 3 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 ア 災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに、直ちに応急活動が開始できるよう所要の人員を非常配備させる。 イ 災害発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被災状況について各対策部長に報告するものとする。
区 分	【 第 3 種 非 常 配 備 体 制 】 災害対策本部設置
配備基準	町内全域にわたり甚大な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
配備体制	1 各対策部の指定の所掌事務により活動する。 2 各対策部所属職員の全員をもって、所掌する災害対策にあたる体制とする。
活動内容	各対策部長は、災害応急対策に全力を傾注

※ 第2次非常配備体制以降は、災害対策本部に移行する。

(3) 職員の配置基準

部	課	第1次警戒	第2次警戒	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備
企画総務部	政策推進課			○	◎	◎
	総務課			【総務係】	◎	◎
住民生活部	住民課			○	◎	◎
	防災環境課	※ △・ 【防災危機管理係】	◎	◎	◎	◎
	税務課			○	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎	◎	◎
保健福祉部	福祉課			○	◎	◎
	こども課			△	○	◎
	保健課			○	◎	◎
経済部	農林課	※ △	※ △	○	◎	◎
	商工観光課			○	◎	◎
	農業振興担当			○	◎	◎
建設部	土木課	※ △	◎	◎	◎	◎
	都市計画課		○	◎	◎	◎
	水道課	※ △	◎	◎	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	※ △・ 【住民生活係】	※ △・ 【住民生活係】	○	◎	◎
	保健福祉課			○	◎	◎
	経済建設課	※ △	◎	◎	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談室	△	○	○	◎	◎
出納室	会計課			△	○	◎
農業委員会	農業委員会			○	◎	◎
	忠類支局			○	◎	◎
議会事務局				○	◎	◎
監査委員事務局				◎	◎	◎
教育委員会	学校教育課			○	◎	◎
	生涯学習課			○	◎	◎
	(忠類)			○	◎	◎
	幕別学校給食センター			△	○	◎
	忠類学校給食センター			△	○	◎
	図書館			△	○	◎

◎：全職員、 ○：係長以上、 △：課長以上、 【 】：該当する係

ただし、※印の課長補佐以下の配備体制は、状況により課長が判断し招集配備する。

※本部長（部長以上）は、第1種非常配備体制で招集する。

※避難所担当職員は、原則、第2種非常配備体制で参集する。

(4) 消防機関の非常配備体制

区 分	【第1種非常配備体制】※待機
配備基準	1 水防警報指定河川（「十勝川・札内川・途別川・猿別川」以下同じ。）に水防警報（待機）が発表されたとき 2 洪水予報指定河川（「十勝川・札内川」以下同じ。）において水防団待機水位に達し、更に上昇するおそれがあるとき 3 大雨警報、洪水警報の発表により又は河川等の状況により待機を必要と認めたとき 4 知事から、待機の指示を受けたとき
配備体制	1 消防職・団員のうち各班長以上の招集 2 非番等の職員は自宅待機
活動内容	1 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行う。
区 分	【第2種非常配備体制】※準備
配備基準	1 水防警報指定河川に水防警報（準備）が発表されたとき 2 洪水予報指定河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり、出動の必要が予想されるとき 3 大雨警報、洪水警報の発表により又は河川等の状況により水防活動の準備が必要と認めたとき 4 知事から、出動準備の指示を受けたとき
配備体制	1 非番等の消防職員の招集
活動内容	1 全消防職員を招集し、班を編成する。 2 水防本部または災害対策本部に連絡員の派遣を行い、連絡情報の収集に努めること 3 出動車両の点検整備（救命ボートの組立整備）を行うこと 4 水防資機材及び各班装備器材の整備、準備を行うこと 5 出動の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行うこと。 6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと
区 分	【第3種非常配備体制】※出動
配備基準	1 水防警報指定河川に水防警報（出動）が発表されたとき 2 洪水予報指定河川に洪水予報（注意報）が発表されたとき、又は河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。 3 大雨警報、洪水警報の発表により又は雨量・水位・その他の状況により堤防の水があふれたり、決壊等のおそれがあるとき 4 知事から、出動の指示を受けたとき
配備体制	1 消防職・団員の全部を招集
活動内容	1 消防職・団員の全部を招集し、班の編成を行い、水防活動及び避難救助活動を行うこと

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者及び消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

町は、地区別巡視責任者を別に定め、担当水防区域内の河川等を巡視するものとする。（別表 5 地区別巡視責任者）

2 出水時

水防管理者等は、道から非常配備体制を指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは速やかに当該河川管理者に報告するとともに、水防作業を実施するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第 6 節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

町は、浸水被害など水防上特に注意が必要とする箇所について、「幕別町における災害応急対策支援に関する協定書」に基づき、幕別建設業協会等の協力を得ながら監視及び警戒を行う人員を配置し、異常を発見した場合、すぐに水防活動が移行できる体制をとるものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂または沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常状態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、「資料 3 水防工法」のとおりである。

その際、水防活動従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、従事者自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防活動従事者に水防工法を習熟させ、災害時においても適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない道路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。（法第 21 条第 1 項）

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。（法第 21 条第 2 項）

第6節 避難のための立退き

(1) 洪水又は津波により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、帯広警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を十勝総合振興局長に速やかに報告するものとする。

(3) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

第7節 決壊・越水等の通報

1 決壊、漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長、水防協力団体の代表者は、次のとおり直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報する。

2 決壊・越水等の通報系統

決壊・越水等の通報系統は、図10-1 堤防等の決壊・越水等通報系統図及び図10-2 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図のとおり。

通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理し、事前に関係水防管理者に提示することとする。

図10-1 堤防等の決壊・越水等通報系統図

幕 別 町 水 防 管 理 者 (防 災 環 境 課 長)	通 報 先	担 当 課	電 話
	帯広警察署長	警備課	0155-25-0110
	帯広開発建設部長	防災対策官	0155-24-3194
	帯広河川事務所長	計画課	0155-25-1294
	池田河川事務所長	計画課	015-572-2661
	帯広建設管理部長	事業課	0155-27-8726
	十勝総合振興局長	危機対策室	0155-26-9023
	帯広市長	総務課	0155-24-4103
	音更町長	情報・防災課	0155-42-2111
	池田町長	総務課	015-572-3111
	豊頃町長	総務課	015-574-2211
	浦幌町長	総務課	015-576-2111
	住民		

図10-2 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

ダ ム 管 理 者	通 報 先	担 当 課	電 話
	帯広警察署長	警備課	0155-25-0110
	帯広開発建設部長	防災対策官	0155-24-3194
	帯広河川事務所長	計画課	0155-25-1294
	池田河川事務所長	計画課	01557-2-2661
	帯広建設管理部長	事業課	0155-27-8726
	十勝総合振興局長	危機対策室	0155-26-9023
ダ ム 管 理 者	帯広市長	総務課	0155-24-4103

音更町長	情報・防災課	0155-42-2111
池田町長	総務課	015-572-3111
豊頃町長	総務課	015-574-2211
浦幌町長	総務課	015-576-2111
住民		

＜幕別ダム管理規定に定める関係機関への通報系統図＞

ダ ム 管 理 者	通 報 先	担 当 課	電 話
	帯広建設管理部長	事業課	0155-27-8726
	帯広開発建設部長	管理課	0155-24-4121
	帯広警察署長	地域課	0155-25-0110
	幕別町長	防災環境課	0155-54-6601

3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、十勝総合振興局長を通じ知事に報告するものとする。

(2) 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 11 章 水防信号、水防標識等

第 1 節 水防信号

法第 20 条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

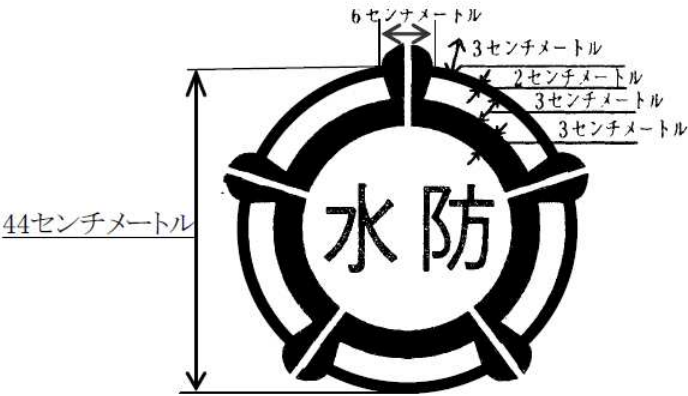
- (1) 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警 鐘 信 号	サイレン信号（余いん防止符）
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 4 信号	乱 打	約1分 5秒 1分 ○－休止－○－

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第3節 身分証票

町の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

表

裏

第 号
水防立入調査員証
所 属
職
氏 名
上記の者は、水防法(昭和 24 年法律 193 号) 第 49 条第 1 項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。
年 月 日
幕別町長
印

注 意
1. 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
2. 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
3. 記名以外の者の使用を禁ずる。
4. 本証の身分を失ったときは、速やかに返還すること。

第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力及び活動

河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

1 河川管理者の協力

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材（災害対策用機械含む）の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、隣接水防管理団体に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理団体は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

隣接水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。

幕 別 町 水防管理者 (防災環境課長)	要 請 先	担 当 課	電 話	消防本部	電 話
	帯広市水防管理者	総務課	0155-24-4111	と か ち 広 域 消防局	0155-26-9126
	音更町水防管理者	危機対策課	0155-42-2111		
	池田町水防管理者	総務課	015-572-3111		
	豊頃町水防管理者	総務課	015-574-2211		
	浦幌町水防管理者	総務課	015-576-2111		

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、帯広警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

要請区分	要請先		要請者 (担当者)	根 拠
	担当者	電話		
警戒区域への立入禁止等の措置	帯広警察署長 (警備課長)	0155-25-0110	消防署長	法第 21 条第 2 項
警察官の出動			水防管理者 (防災環境課長)	法第 22 条
警察官通信施設の使用			水防管理者 (防災環境課長) 消防署長	法第 27 条
避難・立退きの場合における措置			水防管理者 (防災環境課長)	法第 29 条

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北海道地域防災計画に定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第5節 国(帯広開発建設部、帯広測候所)及び 北海道(十勝総合振興局)との連携

1 十勝川外減災対策協議会等

町は、帯広開発建設部及び北海道(十勝総合振興局)が開催する十勝川外減災対策協議会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資機材整備状況、その他水防に必要な河川情報について、情報収集を行う。

2 ホットライン

町は、河川の水位状況については帯広開発建設部(帯広河川事務所、池田河川事務所)及び北海道(十勝総合振興局)とのホットラインにより、また気象状況については帯広測候所とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6節 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

町は、必要に応じ「幕別町における災害応急対策支援に関する協定」に基づき幕別建設業協会に協力を求め、応急対策等の支援を得て水防活動を行うものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

町の水防に要する費用は、町が負担するものとする。

ただし、町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする

- (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるとき、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使する事ができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、様式13－1 に定める公用負担権限委任証を携行し、関係人の請求が合った場合は、これを提示しなければならない。

様式 13—1 公用負担権限委任証

第 号	公 用 負 担 権 限 委 任 証
	住 所
	職 名
	氏 名
上記の者に	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について
委任したことを証明します。	
年 月 日	
委任者	氏名
	印

縦 9 cm×横 6 cm

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、様式 13－2 に定める証票を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

様式 13－2 公用負担命令票

第 号	公 用 負 担 命 令 票 住 所 氏 名 水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。 1. 目的物 (1) 所在地 (2) 名 称 (3) 種 類（又は内容） (4) 数 量 2. 負担内容 （使用・収用・処分等について詳記すること） 年 月 日 命令者 職 氏 名 ㊟
-----	---

（日本工業規格 A 4 版）

4 損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第 28 条第 2 項の規定により時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告

第 1 節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況（写真撮影等）
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに十勝総合振興局長に報告するものとする。

様式 14-1

水 防 活 動 実 施 報 告 書

年 月 日

作成責任者

出水の状況				
水防実施箇所				
日時				
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計
	人	人	人	人
水防作業の概況 及び工法	箇所 工法			
水防の結果				
使用資機材			居住者の出動状況	
			水防関係者の死傷	
			雨量水位の状況	
水防活動に関する自己評価 備考				

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

第 15 章 水 防 訓 練

第1節 実施責任者

町は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し水防技術の向上を図るものとする。

また、町、水防関係機関、町民、各施設管理者及び自主防災組織等は、水防の責務を果たし、水害による被害を軽減するため、協力・連携した水防訓練を実施し、水害の発生に備える。

第2節 水防訓練の内容

実施責任者	訓 練 の 内 容
幕別町、水防関係機関	1 図上訓練 水害に対応する応急訓練を図上において実施する。 2 実地訓練 水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資材・器材の輸送、広報、通信伝達などのほか、幕別消防署に要請して、消防職・団員の動員を求め訓練を実施する。 3 避難訓練 避難の指示、伝達方法、避難の誘導など訓練。その際、水防協力団体、避難行動要支援者等と連携して行うものとする。 4 その他
町民、各施設管理者、自主防災組織等	1 地域の水害を想定した図上訓練。 2 行政が行う訓練への協働参加。 3 避難訓練（避難場所や避難方法等の確認、避難行動要支援者の把握等） 4 その他

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水

1 浸水想定区域の指定状況

北海道開発局及び道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

現在、本町に関係する浸水想定区域図は「資料 5 浸水想定区域図」のとおりである。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報指定河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれのある洪水に関する情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う、洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水、内水時（以下、「洪水時等」という。）等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）なお、本町における対象施設は、「イ 要配慮者利用施設」のみであり、幕別町地域防災計画で定められている施設は、「資料 6 浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧」のとおりで、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により幕別町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施

設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。

また、円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、幕別町地域防災計画に定められたとおり電話、FAX、広報車等により伝達するものとする。

法第 15 条の 3 により、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

4 洪水ハザードマップ等の配布等

洪水浸水想定区域をその区域に含む町長は、幕別町地域防災計画において定められた本章 2 に掲げる事項を町民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

5 予想される水害の危険の把握と住民等への周知

町は、洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握した時は、洪水ハザードマップの公表、町中の看板等への掲示等により住民等に周知しなければならない。

また、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、町民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

6 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第2節 津波

1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、道は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その

他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、道の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

2 幕別町地域防災計画の拡充

幕別町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、幕別町地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 津波災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3 津波ハザードマップの作成・周知

町長は、幕別町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に関する情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。

第 17 章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2節 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ア 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ウ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- エ 水防に関する調査研究
- オ 水防に関する知識の普及、啓発
- カ 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体と消防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。